

【土砂災害防止法の改正】

○平成29年6月19日施行(5月19日交付)

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設[※]の管理者等は**避難確保計画の作成・避難訓練の実施の義務化(同法8条の2)**

○令和3年7月15日施行(5月10日交付)

[※]市町村防災計画に定められた施設が対象
[※]避難訓練は毎年実施する

- ・市町村長に**避難訓練の結果報告**の義務化(同法8条の2第5項)
- ・市町村長が施設に対して避難確保計画に関する**助言・勧告**できる制度を創設
(同法8条の2第6項)

【富山県内の状況(令和5年1月末時点)】

- ・**避難確保計画作成率:100.0%**(105施設中105施設)
- ・**避難訓練実施率:90.5%**(105施設中95施設)

【留意点】

- ・避難確保計画に基づく避難訓練実施の支援(避難訓練は原則年1回以上実施)
[※]eラーニング教材が国土交通省HPに掲載されていますのでこれらもご活用下さい。
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>
- ・市町地域防災計画の見直しにより施設数が増減した場合は報告をお願いします。

2023年「土砂災害・全国防災訓練」の実施について

【2023年 全国一斉の取組】

「避難の声かけ、安全の確認」(予定)



今年の「土砂災害・全国防災訓練」では、近年の災害で地域の住民や家族が声をかけあうことで避難が進んだ事例が各地で報告されていることから、地域内での声かけにより避難する取り組みや、安全を確認する訓練を重点的に実施する予定です。

【R4年度富山県内での避難訓練実施状況】

土砂災害警戒区域がある**県内14市町(舟橋村除く)のうち、10市町で防災訓練を実施。**



